

就職・退職
される みなさまへ

国民健康保険の
脱退・加入には
あなたの手続きが
必要です



- 国民健康保険に加入していた人が**就職等**で職場の健康保険に加入した場合は、**国民健康保険からの脱退手続き**が必要です。
- また、**退職等**で職場の健康保険を外れた場合は、**国民健康保険への加入手続き**が必要です。

国民健康保険の脱退・加入手続きは
14日以内に市町村等の
国民健康保険窓口へ届出してください!

手続きについては詳しくは、お住まいの市町村等の
国民健康保険窓口にご相談ください。

あなたの
正しい
保険証
ですか？

手続きを忘れると、医療費の全額自己負担や医療費の返還が必要となり、保険料(税)が過払いとなる場合があるゾウ!



鳥取県国民健康保険
イメージマスコットキャラクター
「けんぞうくん」